

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等制限の解除 (家畜防疫対策室) 一
○県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一
監査委員
○定期監査の結果の公表 一

ページ

告 示

○宮城県告示第百六号
令和五年一月三十一日付け宮城県告示第五十八号で指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、移入及び移出の禁止区域を令和五年二月二十日付けで解除した。

令和五年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県管轄坪地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年二月二十八日から令和五年三月二十九日まで

三 縦覧場所

美里町役場本庁舎及び南郷庁舎、東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎、石巻市役所及び石巻市河南

総合支所

監査委員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和4年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和5年2月28日

| | |
|---------|------------------|
| 宮城県監査委員 | 高 橋 伸 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 辺 忠 悦 |
| 宮城県監査委員 | 宮城県監査委員 成 田 由 加里 |
| 宮城県監査委員 | 宮城県監査委員 古 田 計 |

一 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

地方機関

公務研修所

公文書館

仙台南県税事務所(選挙管理委員会仙台南地方支局を含む)

仙台中央県税事務所(選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む)

塩釜県税事務所(選挙管理委員会塩釜地方支局を含む)

北部県税事務所(選挙管理委員会北部地方支局を含む)

北部県税事務所(栗原地域事務所)

東部県税事務所(選挙管理委員会東部地方支局を含む)

東部県税事務所(登米地域事務所)

気仙沼県税事務所(選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む)

11月11日

12月13日

12月23日

12月20日

9月1日

12月20日

12月20日

9月7日

9月7日

12月20日

| | | | |
|--|---|---|---|
| ○復興・危機管理部 地方機関 防災ヘリコプター管理事務所 | 9月21日 | 地方機関 古川農業試験場 畜産試験場 王城寺原補償工事事務所 | 10月25日 10月25日 11月14日 |
| ○企画部 地方機関 東京事務所 | 11月10日 | ○水産林政部 地方機関 水産技術総合センター | 11月8日 |
| ○環境生活部 地方機関 食肉衛生検査所 動物愛護センター | 12月21日 10月21日 | ○土木部 地方機関 東部土木事務所登米地域事務所 仙台塩釜港湾事務所 石巻港湾事務所 | 11月2日 11月25日 11月29日 |
| ○保健福祉部 地方機関 仙台保健福祉事務所 北部保健福祉事務所 | 12月23日 12月20日 | ○教育庁 地方機関 大河原教育事務所 気仙沼教育事務所 蔵王自然の家 仙台第二高等学校 仙台第三高等学校 白石高等学校 石巻高等学校 古川高等学校 築館高等学校 宮城第一高等学校 石巻好文館高等学校 村田高等学校 岩出山高等学校 岩ヶ崎高等学校 登米高等学校 仙台南高等学校 泉松陵高等学校 | 11月25日 11月25日 11月17日 11月10日 11月15日 9月14日 11月8日 11月25日 11月22日 10月21日 9月13日 11月7日 12月19日 11月9日 11月11日 11月25日 10月20日 |
| 北部保健福祉事務所栗原地域事務所 高等看護学校 中央児童相談所 北部児童相談所 女性相談センター さわらび学園 精神保健福祉センター | 12月20日 9月21日 9月8日 12月13日 12月13日 11月16日 11月25日 | | |
| ○経済商工観光部 地方機関 大阪事務所 | 12月23日 | | |
| 北部地方振興事務所栗原地域事務所 東部地方振興事務所登米地域事務所 産業技術総合センター 計量検定所 宮城障害者職業能力開発校 松島公園管理事務所 | 11月22日 11月2日 11月10日 11月25日 12月8日 9月1日 | | |
| ○農政部 | | | |

| | | | |
|------------|--------|--|--------|
| 柴田高等学校 | 11月7日 | 佐沼警察署 | 12月26日 |
| 登米総合産業高等学校 | 12月15日 | 南三陸警察署 | 11月2日 |
| 貞山高等学校 | 11月16日 | 遠田警察署 | 12月26日 |
| 田尻さくら高等学校 | 11月4日 | 若柳警察署 | 11月24日 |
| 柴田農林高等学校 | 12月26日 | 築館警察署 | 12月13日 |
| 亘理高等学校 | 9月2日 | 加美警察署 | 12月7日 |
| 石巻北高等学校 | 10月27日 | 大河原警察署 | 12月26日 |
| 加美農業高等学校 | 11月14日 | 2 監査結果 | |
| 本吉響高等学校 | 10月24日 | 令和3年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。 | |
| 水産高等学校 | 11月29日 | その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。 | |
| 白石工業高等学校 | 9月14日 | なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。 | |
| 古川工業高等学校 | 12月16日 | (1) 仙台南県税事務所 | |
| 石巻商業高等学校 | 10月26日 | 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 | |
| 鹿島台商業高等学校 | 9月7日 | (内容) | |
| 美田園高等学校 | 9月8日 | ・令和3年度収入未済額 | |
| 視覚支援学校 | 11月15日 | 現年度分 112,808,139円 | |
| 光明支援学校 | 10月20日 | 過年度分 202,391,475円 | |
| 拓桃支援学校 | 12月21日 | 合 計 315,199,614円 | |
| 山元支援学校 | 9月2日 | ・令和2年度収入未済額 | |
| 金成支援学校 | 11月7日 | 現年度分 205,109,657円 | |
| 石巻支援学校 | 12月13日 | 過年度分 158,876,020円 | |
| 気仙沼支援学校 | 11月7日 | 合 計 363,985,677円 | |
| 迫支援学校 | 12月26日 | | |
| 支援学校岩沼高等学園 | 9月13日 | | |
| 小松島支援学校 | 9月22日 | | |
| ○警察本部 | | | |
| 地方機関 | | | |
| 仙台北警察署 | 9月22日 | | |
| 仙台東警察署 | 11月21日 | | |
| 若林警察署 | 12月26日 | | |
| 大和警察署 | 12月23日 | | |
| | | (2) 仙台中央県税事務所 | |
| | | 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 | |

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 349,273,218円

過年度分 502,138,101円

合 計 851,411,319円

・令和2年度収入未済額

現年度分 1,129,048,947円

過年度分 564,096,230円

合 計 1,693,145,177円

(3) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 90,442,131円

過年度分 151,510,690円

合 計 241,952,821円

・令和2年度収入未済額

現年度分 90,998,267円

過年度分 144,515,234円

合 計 235,513,501円

(4) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 75,007,678円

過年度分 159,866,982円

合 計 234,874,660円

・令和2年度収入未済額

現年度分 178,218,277円

過年度分 173,860,740円

合 計 352,079,017円

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 15,943,971円

過年度分 43,010,007円

合 計 58,953,978円

・令和2年度収入未済額

現年度分 29,750,771円

過年度分 55,533,126円

合 計 85,283,897円

(6) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 84,801,671円

過年度分 147,039,971円

合 計 231,841,642円

・令和2年度収入未済額

現年度分 104,291,564円

過年度分 140,873,817円

合 計 245,165,381円

(7) 東部県税事務所

選挙事務において、市町選挙管理委員会への選挙公報送致の遅延が認められたので、今後発生しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

宮城県議会議員選挙の選挙公報について、県選挙管理委員会事務局への誤った公報の掲載順

序の報告により再印刷が生じ、関係市町選挙管理委員会への公報送致が遅延したものの。

- ・当初送致予定日 令和3年10月24日
- ・実際の送致日 令和3年10月26日
- ・投開票日 令和3年10月31日

(8) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
- 現年度分 22,227,213円
- 過年度分 65,918,716円
- 合 計 88,145,929円
- ・令和2年度収入未済額
- 現年度分 27,641,655円
- 過年度分 63,905,671円
- 合 計 91,547,326円

(9) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
- 現年度分 24,174,232円
- 過年度分 87,657,638円
- 合 計 111,831,870円
- ・令和2年度収入未済額
- 現年度分 30,591,226円
- 過年度分 92,378,567円
- 合 計 122,969,793円

(10) 動物愛護センター

賃借料において、過年度支出が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

給水ポンプ小屋敷地賃借料について、出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 16,000円

(11) 動物愛護センター

会計事務等に係る内部牽制において、引き続き不適切な対応が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 内部牽制について、前年度定期監査で指摘事項となり、改善や是正に向けた取組を進めているところであるが、新たな不備が認められるなど、庁舎管理者、地方出納員としての審査確認及び管理職としての職員のフォローを含めた指揮監督が適切に行われているとは言いがたい状況にあるもの。
- 2 会計年度任用職員、再任用職員及び歳入歳出外現金に係る多数の不適正な事務処理や土地使用料及び工事請負費に係る損害額の支払遅延などが認められたもの。

(12) 動物愛護センター

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続きがなされていないもの。
- ・消防法第8条第2項

(13) 動物愛護センター

歳入歳出外現金において、引き続き不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 会計年度任用職員令和3年6月期及び令和3年12月期末手当に係る所得税について、引き続き3か月以上の払出遅延があったもの。
- ・件数 2件
- ・金額 16,960円
- ・納付期限 令和3年7月12日
- ・払出年月日 令和4年1月11日
- ・令和4年3月30日

(14) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 11,516,598円

過年度分 73,282,772円

合 計 84,799,370円

・令和2年度収入未済額

現年度分 5,582,642円

過年度分 71,548,583円

合 計 77,131,225円

(15) 白石高等学校

報酬、通勤手当(旅費)及び需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 会計年度任用職員の報酬及び通勤手当(旅費)について、支給定日を過ぎて支給したものの。

・件数 1件

・金額 55,740円

・支給定日 令和3年11月19日

・支給日 令和3年11月26日

2 コピー料金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

・件数 1件

・金額 27,050円

(16) 泉松陵高等学校

旅費において、引き続き3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・件数 2件

・金額 464円

(17) 石巻北高等学校

教育財産の貸付契約に係る雑入において、測定遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

自動販売機設置に係る雑入(電気料)について、測定を行っていないかったもの。

・件数 1件

・金額 3072円

(18) 支援学校岩沼高等学校

諸手当において、支給額誤りが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

自動車等使用者の通勤手当について、距離の認定誤りによる支給額の誤りがあったもの。また、過支給額の一部が時効により徴収できなかったもの。

・件数 1件

・正支給額 1,067,100円

・誤支給額 1,160,700円

・過支給額 93,600円

(うち時効により徴収できなかった差額 12,600円)

・誤支給期間 平成28年1月～令和3年9月